

ふるさとミライカレッジ 財政措置の内容（特別交付税措置）

若者の力を活かした魅力的な地域づくりや未来の地域づくり人材の育成の取組を加速化させるため、自治体が、大学等と連携し、学生のフィールドワーク等を受け入れて実施する地域課題解決プロジェクトに取り組む場合の経費を特別交付税措置

対象団体

- ① **三大都市圏外の市町村**
- ② **三大都市圏内の市町村のうち条件不利地域を有する市町村、定住自立圏に取り組む市町村又は人口減少率が高い市町村**
- ③ **都道府県**（上記①又は②の市町村においてフィールドワークを行うものに限る）

対象経費の詳細

● **地方が単独で実施する事業**のうち以下の経費が対象

- ・参加学生等の募集に要する経費
- ・受入れ準備に要する経費（プロジェクト計画策定費等）
- ・滞在場所の確保に要する経費（宿泊費等）
- ・プロジェクトの実施に伴う旅費（交通費、車の借上料等）
- ・コーディネーター委託費
- ・プロジェクト実施に係る経費（謝金、会場借上料、事業の実施に必要な施設整備費・備品費・原材料費等）

※ 参加者等の飲食に要する経費、事業の実施以外の利用が主となる施設整備費・備品費・原材料費等、
本事業を実施する上で適当でないと考えられる経費は対象外

対象経費の上限

1団体あたり 15,000千円 + 5千円×全参加者の延べ滞在日数 **（措置率0.5、財政力補正あり）**